

産業廃棄物処理施設の維持管理記録【2015年3月度】

設置事業所名	(株)A D E K A 千葉工場
施設名称	廃油焼却施設 (N C E 焼却炉)
施設の種類	廃油の焼却施設「法施行令第7条第5号イ」に該当する
許可年月日	平成12年9月12日
許可番号	千葉県 12-2-2-64
維持管理計画	有 (別紙計画書参照)

1. 産業廃棄物の処分量

産業廃棄物の種類	処分量 (t)
廃油	1,026

2. 炉内の燃焼温度等

測定位置	①燃焼炉内	②冷却缶 ^{備考1)} 出口	③集塵機出口煙道	ばいじんの除去 ^{備考3)}	備考
日付	燃焼ガス温度 (°C)	集塵機に流入する燃焼ガス温度 (°C)	排ガス中の一酸化炭素濃度 (ppm)		
	平均値	平均値	----- ^{備考2)}		
1日	863.8	73.7			
2日	862.2	73.8			
3日	運転→停止				
4日	停止中				
5日	停止中				
6日	停止→運転				
7日	858.6	73.1			
8日	865.3	72.6			
9日	860.7	74.4			
10日	856.6	74.4			
11日	864.1	76.2			
12日	859.7	76.2			
13日	865.7	76.5			
14日	862.6	75.7			
15日	運転→停止				
16日	停止中				
17日	停止中				
18日	停止中				
19日	停止→運転				
20日	865.1	73.6			
21日	857.8	74.9			
22日	857.2	75.9			
23日	858.6	75.1			
24日	860.0	74.0			
25日	861.0	74.2			
26日	857.7	74.3			
27日	運転→停止				
28日	停止中				
29日	停止中				
30日	停止中				
31日	停止→運転				

備考1) 冷却缶とは、燃焼ガスを直接冷却缶水へ通過させ急冷する設備です。

備考2) 一酸化炭素濃度を用いることが適当でないものとして環境大臣が定める焼却施設に該当し、排ガス中のダイオキシン類の濃度を、三月に一回以上測定し、かつ、記録することが管理指標となっており、それに従って管理しています。

備考3) 排ガス洗浄設備(スクラバー)を使用しているために、ばいじんの堆積はありません。

備考4) 測定位置については焼却炉略図をご参照下さい。

産業廃棄物処理施設の維持管理記録【2015年2月度】

設置事業所名	(株)A D E K A 千葉工場
施設名称	廃油焼却施設 (N C E 焼却炉)
施設の種類	廃油の焼却施設「法施行令第7条第5号イ」に該当する
許可年月日	平成12年9月12日
許可番号	千葉県 12-2-2-64
維持管理計画	有 (別紙計画書参照)

1. 産業廃棄物の処分量

産業廃棄物の種類	処分量 (t)
廃油	1,076

2. 炉内の燃焼温度等

測定位置 日付	①燃焼炉内	②冷却缶 ^{備考1)} 出口	③集塵機出口煙道	ばいじんの除去 ^{備考3)}	備考
	燃焼ガス温度 (°C) 平均値	集塵機に流入する燃焼ガス温度 (°C) 平均値	排ガス中の一酸化炭素濃度 (ppm) ----- ^{備考2)}		
1日	857.6	75.8			
2日	857.5	75.5			
3日	859.8	76.2			
4日	863.0	75.9			
5日	862.7	75.5			
6日	859.9	79.2			
7日	862.2	81.0			
8日	863.1	81.0			
9日	863.5	79.6			
10日	862.5	77.9			
11日	858.3	76.6			
12日	運転→停止				
13日	停止中				
14日	停止中				
15日	停止中				
16日	停止中				
17日	停止中				
18日	停止中				
19日	停止→運転				
20日	861.5	76.8			
21日	865.7	75.6			
22日	871.8	75.2			
23日	868.2	74.4			
24日	861.7	74.9			
25日	866.4	74.5			
26日	862.9	73.2			
27日	862.1	73.6			
28日	863.6	74.1			

備考1) 冷却缶とは、燃焼ガスを直接冷却缶水へ通過させ急冷する設備です。

備考2) 一酸化炭素濃度を用いることが適当でないものとして環境大臣が定める焼却施設に該当し、排ガス中のダイオキシン類の濃度を、三月に一回以上測定し、かつ、記録することが管理指標となっており、それに従って管理しています。

備考3) 排ガス洗浄設備(スクラバー)を使用しているために、ばいじんの堆積はありません。

備考4) 測定位置については焼却炉略図をご参照下さい。

産業廃棄物処理施設の維持管理記録【2015年1月度】

設置事業所名	(株)A D E K A 千葉工場
施設名称	廃油焼却施設 (N C E 焼却炉)
施設の種類	廃油の焼却施設「法施行令第7条第5号イ」に該当する
許可年月日	平成12年9月12日
許可番号	千葉県 12-2-2-64
維持管理計画	有 (別紙計画書参照)

1. 産業廃棄物の処分量

産業廃棄物の種類	処分量 (t)
廃油	1,054

2. 炉内の燃焼温度等

測定位置	①燃焼炉内	②冷却缶 ^{備考1)} 出口	③集塵機出口煙道	ばいじんの除去 ^{備考3)}	備考
日付	燃焼ガス温度 (°C)	集塵機に流入する燃焼ガス温度 (°C)	排ガス中の一酸化炭素濃度 (ppm)		
	平均値	平均値	----- ^{備考2)}		
1日		停止中			
2日		停止中			
3日		停止中			
4日		停止中			
5日		停止中			
6日		停止中			
7日		停止→運転			
8日	862.1	77.6			
9日	857.9	76.8			
10日	858.9	76.8			
11日	863.8	76.2			
12日	862.5	75.8			
13日	860.7	76.2			
14日	862.0	76.2			
15日	859.2	76.0			
16日	862.5	77.3			
17日	858.4	78.6			
18日		運転→停止			
19日		停止中			
20日		停止中			
21日		停止中			
22日		停止→運転			
23日	863.7	79.7			
24日	860.3	80.9			
25日	861.7	80.0			
26日	861.3	78.7			
27日	865.1	79.3			
28日	868.0	79.5			
29日	858.1	78.6			
30日	859.5	76.4			
31日	862.8	78.0			

備考1) 冷却缶とは、燃焼ガスを直接冷却缶水へ通過させ急冷する設備です。

備考2) 一酸化炭素濃度を用いることが適当でないものとして環境大臣が定める焼却施設に該当し、排ガス中のダイオキシン類の濃度を、三月に一回以上測定し、かつ、記録することが管理指標となっており、それに従って管理しています。

備考3) 排ガス洗浄設備(スクラバー)を使用しているために、ばいじんの堆積はありません。

備考4) 測定位置については焼却炉略図をご参照下さい。

産業廃棄物処理施設の維持管理記録【2014年12月度】

設置事業所名	(株)A D E K A 千葉工場
施設名称	廃油焼却施設 (N C E 焼却炉)
施設の種類	廃油の焼却施設「法施行令第7条第5号イ」に該当する
許可年月日	平成12年9月12日
許可番号	千葉県 12-2-2-64
維持管理計画	有 (別紙計画書参照)

1. 産業廃棄物の処分量

産業廃棄物の種類	処分量 (t)
廃油	1,116

2. 炉内の燃焼温度等

測定位置	①燃焼炉内	②冷却缶 ^{備考1)} 出口	③集塵機出口煙道	ばいじんの除去 ^{備考3)}	備考
	燃焼ガス温度 (°C)	集塵機に流入する燃焼ガス温度 (°C)	排ガス中の一酸化炭素濃度 (ppm)		
日付	平均値	平均値	----- ^{備考2)}		
1日	861.1	77.4			
2日	862.7	77.6			
3日	859.1	78.0			
4日	860.8	78.2			
5日	862.9	77.3			
6日	865.3	76.9			
7日	863.7	76.8			
8日	859.5	77.0			
9日	863.0	76.8			
10日	859.8	75.9			
11日	863.9	76.1			
12日	866.3	76.1			
13日	運転→停止				
14日	停止中				
15日	停止中				
16日	停止中				
17日	停止→運転				
18日	862.7	74.5			
19日	859.8	74.4			
20日	865.7	74.9			
21日	861.9	74.7			
22日	859.3	74.8			
23日	867.8	77.7			
24日	866.4	77.6			
25日	866.3	77.5			
26日	運転→停止				
27日	停止中				
28日	停止中				
29日	停止中				
30日	停止中				
31日	停止中				

備考1) 冷却缶とは、燃焼ガスを直接冷却缶水へ通過させ急冷する設備です。

備考2) 一酸化炭素濃度を用いることが適当でないものとして環境大臣が定める焼却施設に該当し、排ガス中のダイオキシン類の濃度を、三月に一回以上測定し、かつ、記録することが管理指標となっており、それに従って管理しています。

備考3) 排ガス洗浄設備(スクラバー)を使用しているために、ばいじんの堆積はありません。

備考4) 測定位置については焼却炉略図をご参照下さい。

産業廃棄物処理施設の維持管理記録【2014年11月度】

設置事業所名	(株)A D E K A 千葉工場
施設名称	廃油焼却施設 (N C E 焼却炉)
施設の種類	廃油の焼却施設「法施行令第7条第5号イ」に該当する
許可年月日	平成12年9月12日
許可番号	千葉県 12-2-2-64
維持管理計画	有 (別紙計画書参照)

1. 産業廃棄物の処分量

産業廃棄物の種類	処分量 (t)
廃油	999

2. 炉内の燃焼温度等

測定位置	①燃焼炉内	②冷却缶 ^{備考1)} 出口	③集塵機出口煙道	ばいじんの除去 ^{備考3)}	備考
	燃焼ガス温度 (°C)	集塵機に流入する燃焼ガス温度 (°C)	排ガス中の一酸化炭素濃度 (ppm)		
日付	平均値	平均値	----- ^{備考2)}		
1日	863.2	78.5			
2日	860.0	78.2			
3日	863.2	77.2			
4日	860.5	76.8			
5日	運転→停止				
6日	停止中				
7日	停止中				
8日	停止中				
9日	停止中				
10日	停止→運転				
11日	867.9	77.5			
12日	860.7	77.5			
13日	864.3	78.0			
14日	863.8	80.2			
15日	865.4	79.9			
16日	863.5	80.5			
17日	857.6	79.7			
18日	864.2	79.4			
19日	運転→停止				
20日	停止中				
21日	停止中				
22日	停止中				
23日	停止中				
24日	停止中				
25日	停止→運転				
26日	864.2	78.1			
27日	868.0	78.1			
28日	868.4	78.0			
29日	859.6	77.5			
30日	862.6	77.3			

備考1) 冷却缶とは、燃焼ガスを直接冷却缶水へ通過させ急冷する設備です。

備考2) 一酸化炭素濃度を用いることが適当でないものとして環境大臣が定める焼却施設に該当し、排ガス中のダイオキシン類の濃度を、三月に一回以上測定し、かつ、記録することが管理指標となっており、それに従って管理しています。

備考3) 排ガス洗浄設備(スクラバー)を使用しているために、ばいじんの堆積はありません。

備考4) 測定位置については焼却炉略図をご参照下さい。

産業廃棄物処理施設の維持管理記録【2014年10月度】

設置事業所名	(株)A D E K A 千葉工場
施設名称	廃油焼却施設 (N C E 焼却炉)
施設の種類	廃油の焼却施設「法施行令第7条第5号イ」に該当する
許可年月日	平成12年9月12日
許可番号	千葉県 12-2-2-64
維持管理計画	有 (別紙計画書参照)

1. 産業廃棄物の処分量

産業廃棄物の種類	処分量 (t)
廃油	255

2. 炉内の燃焼温度等

測定位置	①燃焼炉内	②冷却缶 ^{備考1)} 出口	③集塵機出口煙道	ばいじんの除去 ^{備考3)}	備考
日付	燃焼ガス温度 (°C)	集塵機に流入する燃焼ガス温度 (°C)	排ガス中の一酸化炭素濃度 (ppm)		
	平均値	平均値	----- ^{備考2)}		
1日	890.9	80.5			
2日	運転→停止				
3日	停止中				
4日	停止中				
5日	停止中				
6日	停止中				
7日	停止中				
8日	停止中				
9日	停止中				
10日	停止中				
11日	停止中				
12日	停止中				
13日	停止中				
14日	停止中				
15日	停止中				
16日	停止中				
17日	停止中				
18日	停止中				
19日	停止中				
20日	停止中				
21日	停止中				
22日	停止中				
23日	停止中				
24日	停止中				
25日	停止中				
26日	停止中				
27日	停止中				
28日	停止→運転				
29日	864.2	77.0			
30日	859.0	78.5			
31日	859.7	78.4			

備考1) 冷却缶とは、燃焼ガスを直接冷却缶水へ通過させ急冷する設備です。

備考2) 一酸化炭素濃度を用いることが適当でないものとして環境大臣が定める焼却施設に該当し、排ガス中のダイオキシン類の濃度を、三月に一回以上測定し、かつ、記録することが管理指標となっており、それに従って管理しています。

備考3) 排ガス洗浄設備(スクラバー)を使用しているために、ばいじんの堆積はありません。

備考4) 測定位置については焼却炉略図をご参照下さい。

産業廃棄物処理施設の維持管理記録【2014年9月度】

設置事業所名	(株)A D E K A 千葉工場
施設名称	廃油焼却施設 (N C E 焼却炉)
施設の種類	廃油の焼却施設「法施行令第7条第5号イ」に該当する
許可年月日	平成12年9月12日
許可番号	千葉県 12-2-2-64
維持管理計画	有 (別紙計画書参照)

1. 産業廃棄物の処分量

産業廃棄物の種類	処分量 (t)
廃油	1,451

2. 炉内の燃焼温度等

測定位置	①燃焼炉内	②冷却缶 ^{備考1)} 出口	③集塵機出口煙道	ばいじんの除去 ^{備考3)}	備考
	燃焼ガス温度 (°C)	集塵機に流入する燃焼ガス温度 (°C)	排ガス中の一酸化炭素濃度 (ppm)		
日付	平均値	平均値	----- ^{備考2)}		
1日	861.2	80.3			
2日	864.3	80.5			
3日	837.8	76.3			
4日	861.3	79.7			
5日	857.5	79.1			
6日	865.9	79.8			
7日	859.2	82.6			
8日	862.7	80.8			
9日	861.9	79.1			
10日	858.1	79.0			
11日	858.9	79.3			
12日	858.8	79.2			
13日	859.4	78.7			
14日	859.8	78.5			
15日	863.7	79.2			
16日	運転→停止				
17日	停止中				
18日	停止→運転				
19日	862.2	79.0			
20日	857.9	78.8			
21日	857.6	79.2			
22日	859.8	78.7			
23日	865.0	77.6			
24日	862.1	75.0			
25日	889.7	75.3			
26日	953.7	77.0			
27日	864.8	76.8			
28日	865.1	78.5			
29日	899.1	79.3			
30日	881.7	79.8			

備考1) 冷却缶とは、燃焼ガスを直接冷却缶水へ通過させ急冷する設備です。

備考2) 一酸化炭素濃度を用いることが適当でないものとして環境大臣が定める焼却施設に該当し、排ガス中のダイオキシン類の濃度を、三月に一回以上測定し、かつ、記録することが管理指標となっており、それに従って管理しています。

備考3) 排ガス洗浄設備(スクラバー)を使用しているために、ばいじんの堆積はありません。

備考4) 測定位置については焼却炉略図をご参照下さい。

産業廃棄物処理施設の維持管理記録【2014年8月度】

設置事業所名	(株)A D E K A 千葉工場
施設名称	廃油焼却施設 (N C E 焼却炉)
施設の種類	廃油の焼却施設「法施行令第7条第5号イ」に該当する
許可年月日	平成12年9月12日
許可番号	千葉県 12-2-2-64
維持管理計画	有 (別紙計画書参照)

1. 産業廃棄物の処分量

産業廃棄物の種類	処分量 (t)
廃油	1,291

2. 炉内の燃焼温度等

測定位置	①燃焼炉内	②冷却缶 ^{備考1)} 出口	③集塵機出口煙道	ばいじんの除去 ^{備考3)}	備考
	燃焼ガス温度 (°C)	集塵機に流入する燃焼ガス温度 (°C)	排ガス中の一酸化炭素濃度 (ppm)		
日付	平均値	平均値	----- ^{備考2)}		
1日	858.1	82.6			
2日	858.0	82.8			
3日	860.1	82.6			
4日	856.7	80.8			
5日	857.9	79.4			
6日	856.9	79.1			
7日	858.3	79.0			
8日	860.8	78.8			
9日	861.5	79.7			
10日	856.3	79.2			
11日	856.6	79.4			
12日	860.4	80.4			
13日	860.9	81.7			
14日	862.5	83.0			
15日	863.3	83.2			
16日	862.1	81.0			
17日	866.3	81.3			
18日	運転→停止				
19日	停止中				
20日	停止中				
21日	停止中				
22日	停止→運転				
23日	863.2	78.7			
24日	857.8	79.1			
25日	860.4	78.7			
26日	869.6	79.2			
27日	運転→停止				
28日	停止中				
29日	停止→運転				
30日	869.4	79.6			
31日	862.2	80.1			

備考1) 冷却缶とは、燃焼ガスを直接冷却缶水へ通過させ急冷する設備です。

備考2) 一酸化炭素濃度を用いることが適当でないものとして環境大臣が定める焼却施設に該当し、排ガス中のダイオキシン類の濃度を、三月に一回以上測定し、かつ、記録することが管理指標となっており、それに従って管理しています。

備考3) 排ガス洗浄設備(スクラバー)を使用しているために、ばいじんの堆積はありません。

備考4) 測定位置については焼却炉略図をご参照下さい。

産業廃棄物処理施設の維持管理記録【2014年7月度】

設置事業所名	(株)A D E K A 千葉工場
施設名称	廃油焼却施設 (N C E 焼却炉)
施設の種類	廃油の焼却施設「法施行令第7条第5号イ」に該当する
許可年月日	平成12年9月12日
許可番号	千葉県 12-2-2-64
維持管理計画	有 (別紙計画書参照)

1. 産業廃棄物の処分量

産業廃棄物の種類	処分量 (t)
廃油	1,606

2. 炉内の燃焼温度等

測定位置	①燃焼炉内	②冷却缶 ^{備考1)} 出口	③集塵機出口煙道	ばいじんの除去 ^{備考3)}	備考
	燃焼ガス温度 (°C)	集塵機に流入する燃焼ガス温度 (°C)	排ガス中の一酸化炭素濃度 (ppm)		
日付	平均値	平均値	----- ^{備考2)}		
1日	867.3	78.2			
2日	868.9	78.0			
3日	865.0	78.0			
4日	865.3	77.8			
5日	866.0	77.8			
6日	863.1	77.4			
7日	864.2	77.4			
8日	862.0	76.7			
9日	864.9	77.1			
10日	866.2	77.0			
11日	866.5	77.9			
12日	858.2	77.9			
13日	運転→停止				
14日	停止中				
15日	停止中				
16日	停止中				
17日	停止→運転				
18日	864.7	79.0			
19日	861.5	78.6			
20日	861.8	78.8			
21日	859.0	78.7			
22日	860.8	78.6			
23日	856.8	78.0			
24日	817.2	73.6			
25日	578.9	58.4			
26日	858.8	77.9			
27日	858.1	78.8			
28日	857.9	78.5			
29日	867.3	78.9			
30日	857.9	79.9			
31日	859.5	82.8			

備考1) 冷却缶とは、燃焼ガスを直接冷却缶水へ通過させ急冷する設備です。

備考2) 一酸化炭素濃度を用いることが適当でないものとして環境大臣が定める焼却施設に該当し、排ガス中のダイオキシン類の濃度を、三月に一回以上測定し、かつ、記録することが管理指標となっており、それに従って管理しています。

備考3) 排ガス洗浄設備(スクラバー)を使用しているために、ばいじんの堆積はありません。

備考4) 測定位置については焼却炉略図をご参照下さい。

産業廃棄物処理施設の維持管理記録【2014年6月度】

設置事業所名	(株)A D E K A 千葉工場
施設名称	廃油焼却施設 (N C E 焼却炉)
施設の種類	廃油の焼却施設「法施行令第7条第5号イ」に該当する
許可年月日	平成12年9月12日
許可番号	千葉県 12-2-2-64
維持管理計画	有 (別紙計画書参照)

1. 産業廃棄物の処分量

産業廃棄物の種類	処分数量(t)
廃油	1,220

2. 炉内の燃焼温度等

測定位置	①燃焼炉内	②冷却缶 ^{備考1)} 出口	③集塵機出口煙道	ばいじんの除去 ^{備考3)}	備考
	燃焼ガス温度(°C)	集塵機に流入する燃焼ガス温度(°C)	排ガス中の一酸化炭素濃度(ppm)		
日付	平均値	平均値	----- ^{備考2)}		
1日	863.3	76.3			
2日	859.3	76.5			
3日	861.0	77.7			
4日	856.7	77.6			
5日	858.8	77.6			
6日	856.8	77.6			
7日	858.2	78.5			
8日	861.9	78.8			
9日	858.6	78.2			
10日	867.2	77.2			
11日	865.9	77.7			
12日	862.4	78.1			
13日	862.1	77.7			
14日	858.1	77.7			
15日	860.7	78.0			
16日	860.6	77.9			
17日	865.8	78.4			
18日	860.7	77.9			
19日	運転→停止				
20日	停止中				
21日	停止中				
22日	停止中				
23日	停止中				
24日	停止中				
25日	停止→運転				
26日	862.1	77.1			
27日	運転→停止→運転				
28日	866.3	78.4			
29日	859.1	78.1			
30日	859.2	78.3			

備考1) 冷却缶とは、燃焼ガスを直接冷却缶水へ通過させ急冷する設備です。

備考2) 一酸化炭素濃度を用いることが適当でないものとして環境大臣が定める焼却施設に該当し、排ガス中のダイオキシン類の濃度を、三月に一回以上測定し、かつ、記録することが管理指標となっており、それに従って管理しています。

備考3) 排ガス洗浄設備(スクラバー)を使用しているために、ばいじんの堆積はありません。

備考4) 測定位置については焼却炉略図をご参照下さい。

産業廃棄物処理施設の維持管理記録【2014年5月度】

設置事業所名	(株)A D E K A 千葉工場
施設名称	廃油焼却施設 (N C E 焼却炉)
施設の種類	廃油の焼却施設「法施行令第7条第5号イ」に該当する
許可年月日	平成12年9月12日
許可番号	千葉県 12-2-2-64
維持管理計画	有 (別紙計画書参照)

1. 産業廃棄物の処分量

産業廃棄物の種類	処分量 (t)
廃油	964

2. 炉内の燃焼温度等

測定位置	①燃焼炉内	②冷却缶 ^{備考1)} 出口	③集塵機出口煙道	ばいじんの除去 ^{備考3)}	備考
日付	燃焼ガス温度 (°C)	集塵機に流入する燃焼ガス温度 (°C)	排ガス中の一酸化炭素濃度 (ppm)		
	平均値	平均値	----- ^{備考2)}		
1日		停止中			
2日		停止中			
3日		停止中			
4日		停止中			
5日		停止中			
6日		停止→運転			
7日	862.9	74.9			
8日	862.3	74.8			
9日	862.8	74.5			
10日	857.6	74.3			
11日	861.1	74.6			
12日	858.1	74.9			
13日	859.3	75.3			
14日	865.1	74.9			
15日	861.3	74.3			
16日	866.6	74.2			
17日	861.6	73.9			
18日	864.8	74.7			
19日		運転→停止			
20日		停止中			
21日		停止中			
22日		停止中			
23日		停止中			
24日		停止中			
25日		停止中			
26日		停止→運転			
27日	868.6	76.4			
28日	862.0	76.6			
29日	864.4	77.2			
30日	865.6	77.3			
31日	858.3	77.0			

備考1) 冷却缶とは、燃焼ガスを直接冷却缶水へ通過させ急冷する設備です。

備考2) 一酸化炭素濃度を用いることが適当でないものとして環境大臣が定める焼却施設に該当し、排ガス中のダイオキシン類の濃度を、三月に一回以上測定し、かつ、記録することが管理指標となっており、それに従って管理しています。

備考3) 排ガス洗浄設備(スクラバー)を使用しているために、ばいじんの堆積はありません。

備考4) 測定位置については焼却炉略図をご参照下さい。

産業廃棄物処理施設の維持管理記録【2014年4月度】

設置事業所名	(株)A D E K A 千葉工場
施設名称	廃油焼却施設 (N C E 焼却炉)
施設の種類	廃油の焼却施設「法施行令第7条第5号イ」に該当する
許可年月日	平成12年9月12日
許可番号	千葉県 12-2-2-64
維持管理計画	有 (別紙計画書参照)

1. 産業廃棄物の処分量

産業廃棄物の種類	処分数量(t)
廃油	1,044

2. 炉内の燃焼温度等

測定位置	①燃焼炉内	②冷却缶 ^{備考1)} 出口	③集塵機出口煙道	ばいじんの除去 ^{備考3)}	備考
	燃焼ガス温度(°C)	集塵機に流入する燃焼ガス温度(°C)	排ガス中の一酸化炭素濃度(ppm)		
日付	平均値	平均値	----- ^{備考2)}		
1日		停止			
2日		停止			
3日		停止			
4日		停止			
5日		停止			
6日		停止			
7日		停止→運転			
8日	857.6	74.9			
9日	855.1	74.7			
10日	859.1	74.8			
11日	854.7	74.5			
12日	859.7	73.0			
13日	856.9	75.0			
14日	857.7	74.2			
15日	856.5	74.3			
16日	858.5	74.6			
17日	855.8	74.6			
18日	859.1	74.1			
19日	858.9	73.7			
20日	855.7	73.2			
21日	857.2	74.9			
22日	857.5	74.9			
23日	858.7	74.9			
24日	857.4	74.6			
25日	861.4	73.6			
26日	858.2	74.1			
27日		運転→停止			
28日		停止			
29日		停止			
30日		停止			

備考1) 冷却缶とは、燃焼ガスを直接冷却缶水へ通過させ急冷する設備です。

備考2) 一酸化炭素濃度を用いることが適当でないものとして環境大臣が定める焼却施設に該当し、排ガス中のダイオキシン類の濃度を、三月に一回以上測定し、かつ、記録することが管理指標となっており、それに従って管理しています。

備考3) 排ガス洗浄設備(スクラバー)を使用しているために、ばいじんの堆積はありません。

備考4) 測定位置については焼却炉略図をご参照下さい。